独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	アキレス株式会社	コード	5142
提出日	2026/6/9	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	独立役員である社外取締役（監査等委員） 須藤昌子氏が、定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため。また、定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	舘野　均	社外取締役	○										△					有
2	小久江　晴子	社外取締役	○										○				新任	有
3	笠原　智恵	社外取締役	○										△					有
4	松岡　一臣	社外取締役	○													○		有
5	白鳥　玲子	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当社は、舘野均氏と2022年3月までアドバイザリー契約を締結しておりましたが、その報酬額は年間180万円と僅少でありました。	舘野均氏は、三井・ダウポリケミカル株式会社の代表取締役を務めるなど、企業経営および化学産業に関する高い見識と豊富な経験を有しております。当社取締役就任以降は、業務を執行する経営陣から独立した立場で、中期経営計画の重要課題である「選択と集中の徹底」、サステナブルな製品開発をはじめ、経営判断に関する的確な提言・助言をいただいており、今後も同様の貢献をいただけるものと期待しております。以上の理由から、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。
2	当社は、三井化学株式会社、双日株式会社と取引を行っておりますが、当社と両社の取引額は僅少であります。	小久江晴子氏は、三井化学株式会社において海外事業、サプライチェーンマネジメント、CSR、IRの要職を務めており、加えて双日株式会社および株式会社きんでんの社外取締役を務めるなど、企業経営および化学産業に関する高い見識と豊富な経験を有しております。これらを生かし、業務を執行する経営陣から独立した立場で、中期経営計画の重要課題である「グローバル戦略の推進」、IR強化をはじめ経営判断に関する的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。以上の理由から、当社グループの経営推進と持続的な企業価値向上に適切な人材と判断し、社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。
3		笠原智恵氏は、弁護士資格を有し企業法務に精通していることに加え、株式会社クレディセゾン、株式会社エムティーアイで社外監査役を務めるなど、豊富な経験を有しております。当社取締役（監査等委員）就任以降は、取締役会および監査等委員会において専門性を生かした的確な提言・助言をいただいており、今後も同様の貢献をいただけるものと期待しております。以上の理由から、客観的かつ公正な立場からの当社の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、監査等委員である社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。
4		松岡一臣氏は、公認会計士および税理士資格を有し財務会計に精通していることに加え、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス、AppBank株式会社で社外取締役（監査等委員）を務めるなど、豊富な経験を有しており、取締役会および監査等委員会において財務会計に関する専門性を生かした的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。以上の理由から、客観的かつ公正な立場からの当社の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、同監査等委員である社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。
5	当社は、白鳥玲子氏に対し、2022年および2023年に、個別の法律相談案件について弁護士報酬を支払っておりますが、その報酬額は合計20万円未満と僅少であります。	白鳥玲子氏は、弁護士資格を有し企業法務に精通していることに加え、暁恒産株式会社で社外監査役を務めるなど、豊富な経験を有しており、取締役会および監査等委員会において専門性を生かした的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。以上の理由から、客観的かつ公正な立場からの当社の実効的な監督・監査の遂行に適切な人材と判断し、監査等委員である社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に
　　違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。